

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 基本情報

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画（The Project for Infrastructure Development in Mombasa Special Economic Zone at Dongo Kundu Area）

G/A 締結日：2022年6月16日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における経済特区開発／モンバサ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアにおける実質国民総生産（GDP）成長率は、2013年以降5～6%と堅調な数字となっているものの、内訳をみると第二次産業の占める割合が小さく（第一次産業23.05%、第二次産業17.38%、及び第三次産業53.56%（2020年世界銀行））、また、主要な輸出品目は紅茶、園芸作物、コーヒー等、一次産品に依存した構造となっている。そのため、ケニア政府は、製造業の振興を通じた産業の多角化及び産業育成を通じた雇用創出を目指すべく、経済特区の開発を進めている。

モンバサ港は、ケニア唯一の国際貿易港であり、ウガンダ共和国やルワンダ共和国等続く東アフリカ北部回廊の起点として、当国及び内陸国への物流拠点となっている。このような地理的観点に基づき、モンバサの「ドンゴクンドゥ地域の自由貿易港の建設」が「経済特区開発」と併せて、2007年に策定された国家開発計画「Vision 2030」の中で優先事業として挙げられている。

JICAは、2014年1月から2015年8月にかけて開発計画調査型技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（以下、「M/Pプロジェクト」という。）を実施し、同マスタープランでは、経済特区開発のために整備が必要なインフラとして、港湾、電力施設、経済特区内の基幹道路、給水施設、排水路等が特定されている。

また、2016年8月に行われた日本・ケニア（以下、「日ケ」という。）首脳会談を受け政府間で結ばれたMOUにて、モンバサ経済特区を日ケ両国で協力して開発する旨合意され、円借款及び無償資金協力により必要なインフラ整備を検討することとなった。「ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画」（以下、「本事業」という。）は同合意に基づき、必要となるインフラのうち60億円を上限に、基礎的インフラである給水施設の建設及び土地の整備等を行うものであり、Vision2030の実現に貢献するものとして位置付けられている。

なお、モンバサ経済特区は、三つのフェーズに分けて開発される予定である。フェーズ1（優先地域）の開発に必要な基礎的インフラについては、本事業及び円借款「モンバサ経済特区開発事業」により整備する計画となっている。一方、企業が入居する地域内の土地及び関連インフラの整備、更に、経済特区の運営は、経済特区庁により委託される民間企業が実施する予定。本事業及び円借款を通じて整備される基礎的インフラは2026年頃に完成する予定であることから、同時期にフェーズ1の一部の地域を開業することを目指し、ケニア政府による（本邦企業を含む）民間企業への働きかけが行われる。

（2）経済特区開発／モンバサ地域に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

モンバサを含む東アフリカ北部回廊は、2016年8月に開催された第6回アフリカ開発会議において、総合的な開発を行う三つの統合広域開発重点地域の一つとして、日本政府より表明されている。また、本事業は、前述のとおり日ケ両国首脳会談における合意に基づき実施されるものである。

我が国の「対ケニア共和国国別開発協力量針」（2020年9月）では、「産業開発」を重点分野の一つとして挙げ、その中の開発課題の一つに「貿易・投資環境整備」が挙げられている。対ケニア共和国JICA国別分析ペーパー（2018年3月）でも、同様の重点分野と開発課題を掲げているほか、JICAの民間セクター開発分野での事業戦略に定められる「リンケージ強化（市場アクセス面）」への貢献も期待される。

本事業は、これら国際公約や我が国及びJICAの協力量針・分析に合致する他、SDGsゴール8（持続的・包括的な経済成長）に貢献するものとして位置づけられる。また、本事業は産業振興及び貿易・投資促進の観点から、「自由で開かれたインド太平洋構想」における経済的繁栄の追及に資するものである。

なお、JICAは過去に、技術協力「産業人材育成プロジェクト」や「産業開発アドバイザー」等で、ケニア全体の産業振興を支援してきた他、上記のM/Pプロジェクトを通じて、モンバサ経済特区開発の計画策定支援を行った。また、モンバサでは、円借款「モンバサ港開発事業」及び「同フェーズ2」を通じてコンテナターミナルの建設を行った他、円借款「モンバサ港周辺道路開発事業」や円借款「モンバサゲートブリッジ建設事業」を通じてモンバサ港とドンゴクドゥ地域を繋げる道路整備及び橋梁建設を行っている。

（3）他の援助機関の対応

国際金融公社(IFC)が、経済特区法に基づく経済特区細則の策定支援や経済特区庁に対する体制構築支援、能力強化支援を実施。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、モンバサ港南岸に位置するドンゴクンドゥ地域において、経済特区の開発に必要な給水施設の建設、雨水排水路の改修及び土地の造成等を行うことにより、同地域における給水能力の強化及び雨水排水の安定化を図り、もって同地域の投資環境の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

モンバサ郡、クワレ郡（人口：約 200 万人）

(3) 事業内容

ア) 施設、機材等の内容

施設：

【給水コンポーネント】井戸の建設（3 か所）、送水管の敷設（約 9.2km）、増圧ポンプ場の設置、送水本管の敷設（約 16.2km）、給水センター（高架水槽、水質試験室含む）の建設、水源周辺地の既存配水管への接続用配水管敷設（約 6.0 km）及び住民用水売店の設置（7 か所、配水管約 14.5km）、等

【排水コンポーネント】自然水路護岸工（3 か所）

【造成コンポーネント】土地造成（D1 区域約 10ha）、管理棟及び付帯設備（場内道路、駐車場、バス・ロータリー等）の建設

【道路コンポーネント】仮設道路の建設

機材：荷役機械の調達（リーチスタッカー等）

イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工・調達監理

(4) 総事業費

6,355 百万円（概算協力額（日本側）：6,000 百万円、ケニア国側：355 百万円）

(5) 事業実施期間

2022 年 6 月～2024 年 11 月を予定（計 30 カ月）。建設する施設の供用開始時（2024 年 11 月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 事業実施機関：ケニア港湾公社（Kenya Ports Authority、以下 KPA）

2) 運営・維持管理機関：造成・排水・道路コンポーネントは KPA が、給水コンポーネントは、沿岸水開発庁（Coast Water Works Development Agency、CWWDA）が運営・維持管理を行う。

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

円借款「モンバサ経済特区開発事業」において、モンバサ経済特区の港湾並びに基幹道路及び電力供給施設の整備が予定されている。同円借款及び本事業において、M/P プロジェクトにて策定されたマスタープランに基づき、経済特区に必要な基礎的インフラの整備を行う。

2) 他援助機関等の援助活動

国際金融公社(IFC)が、ケニア全体を対象とした経済特区入居企業への税制優遇措置の設定や入居企業の許認可手続きを含めた経済特区細則の策定を支援しており、モンバサ経済特区にも適用される他、モンバサ経済特区も所掌する経済特区庁に対する体制構築支援、能力強化支援を実施済み。世界銀行は、モンバサ郡とクワレ郡に対して水供給を予定している Mwache ダムを建設中。また、フランス開発庁 (AFD) が、同ダムを水源とする水供給施設の建設をしており、同ダム完成後はモンバサ経済特区にも給水予定となっている。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

1 カテゴリ分類 : B

2 カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICAガイドライン)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

3 環境許認可: 本事業に係る環境影響評価 (Environmental and Social Impact Assessment) 報告書は、2022年5月に国家環境管理庁 (National Environment Management Authority) により承認済。

4 汚染対策: 工事中は大気質、水質、土壌、騒音・振動等について影響が想定されるが、散水等による粉塵の緩和、運搬車両の速度規制、低騒音型車両の使用や夜間の工事制限等の対策がとられる。供用時の水質、騒音・振動等については、給油所周辺でのバリア設置、車両の適切なメンテナンス・速度制限等の対策がとられ、本事業による影響は最小化される見込み。

5 自然環境面: 事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。

6 社会環境面: 本事業により、約 2.09ha の用地取得、61 世帯・142 名の非自発的住民移転が発生するため、ケニア国内法制度及び JICA ガイドラインに沿って策定された住民移転計画に従って手続きが進められる。被影響住民からの事業に係る特段の反対意見は出ていない。

7 その他・モニタリング：工事中は、KPA の監督のもと工事業者が、供用時は KPA が大気汚染・水質汚濁・廃棄物等の影響をモニタリングする。また、用地取得・住民移転、生計回復状況のモニタリングは KPA が実施する。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類

【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

ジェンダー主流化ニーズが調査・確認されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組みを実施するに至らなかったため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2022 年実績値)	目標値 (2029 年) 【事業完成 5 年後】(注)
給水能力 (m ³ /日)	0	2,000
D1 造成地の土地利用 率 (%)	0	50

(注) 土地造成は円借款で整備予定の港湾に隣接しており、土地利用率は港湾完成後 3 年 (完成は 2026 年 3 月の予定) に 50% に達することを見込んでいる。このため、目標年を本事業の完成 5 年後とする。

2) インパクト

設定なし。

(2) 定性的効果

・経済特区に必要なインフラの整備による対象地域の投資環境の改善

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

・港湾及び経済特区の運営体制が確立される。

・入居企業への税制優遇措置の設定や許認可手続きを含む経済特区細則が承認・運用される。

(2) 外部条件

・当国の治安・政治情勢が急激に悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の経済特区開発事業であるタイ王国向け円借款「東部臨海開発計画」（評価年度 1999 年）の事後評価等では、大規模な地域開発と工業化は、当該地域への人口流入を招き、都市部の公共サービス需要を増大させることから、これら公共サービス需要への対応には地方自治体の役割が重要との指摘がされている。そのため、本事業の準備段階においては、同教訓を踏まえ、対象地域の自治体が提供すべき公共サービスの内容についても検討する必要があることから、モンバサ市の都市計画局と計画策定段階から協議し、本経済特区開発計画をモンバサ市の都市計画の一部として組入れるよう調整する。また、本事業の実施に際しては、水道及び電力担当部局とも公共サービスの内容について協議・調整を行う。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、モンバサ港南岸に位置するドンゴクンドゥ地域において、経済特区の開発に必要な給水施設の建設、雨水排水路の改修及び土地の造成等を行うことにより、同地域における給水能力の強化及び雨水排水の安定化を図り、もって同地域の投資環境の改善に寄与するものであり、SDGs ゴール 8（持続的・包括的な経済成長）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる指標

4.（1）～（2）のとおり。

（2）今後の評価スケジュール

事後評価 事業完成 5 年後

以 上